

## 近年における国鉄用地の取得問題

藤 田 駿 五\*

## 1. 総 説

## (1) まえがき

近来用地取得問題は困難をきわめるのが一般となり、工事施行上的一大隘路となつてゐることは衆知のとおりである。われわれ工事専門家として用地の問題は、全業務量のうち非常に大きい率を占め、用地の解決は工事の6~9割の工程進捗とさえ考えられている。筆者は長い間工事にたずさわってきたが、終戦前は一度も用地取得のために土地収用法を発動したことはなかつたが、終戦後はだんだん用地取得に時間がかかる傾向となり、札幌工事局在任中の昭和30年始めて土地収用法を発動した。

大阪工事局へ転勤してから土地がらもあり、岡山地区、西明石地区および赤穂線と一昨33年から三つの事業認定をとり、あと二者は土地収用委員会の裁決申請に至らずに收拾したが、岡山地区はついにその裁決を受けた。

筆者は以上のような経歴を持つ技術者であるが、編集委員会からの指命があつたので、なにか少し書いてその責を果たしたいと思う。本稿がなにかの参考になれば幸いである。

## (2) 用地買収の困難になつた理由

近來用地買収の困難になつた理由はいろいろあるが、おもなものをあげると次のようになる。

- a) 土地価格が高騰すること。
- b) 戦後極端な利己主義者が多くなつたこと。
- c) 営利会社などでは企業採算に立脚した過剰補償と考えられる高額の補償をする事例が多いこと。
- d) その他。

以下すこし補足してみよう。表-1に示すように東京御売物価指数は27年くらいから大体横ばいにもかかわらず、全国市街地価格指数は根強く高騰をつづけている。最近は年に20%近く高騰している。したがつて売手の方はなにかと引きのばしていればいるほど有利になるわけで、どうしても長びくのは当然のことであろう。つぎに戦前は収用法そのものも簡単であり、官憲的で封建的なきらいがあつたが、とにかく戦後の民主主義のため世情が一変し、一方の極端から他の極端へ移つたわけで、公益よりも私益追求が非常に強くなつて立入測量すらやれない場合がある。

\* 正員 国鉄大阪工事局長

表-1 戦前基準全国市街地価格推移指數表  
(日本勧業銀行調査部)

年 次	昭和 11 年 9 月を 100 とする 全国市街地価格指數(日銀東京御売物価指 (A))		$\frac{A}{B}$
	指數	日銀東京御売物価指 (B)	
昭和 11 年 9 月	100	100	1.00
12	102	120	0.85
13	109	127	0.86
14	114	145	0.79
15	123	155	0.79
16	129	171	0.75
17	135	189	0.73
18	155	198	0.78
19	163	217	0.75
20	210	302	0.70
21	262	757	0.35
" 9	501	1 891	0.26
22	1 364	6 353	0.21
23	2 507	8 271	0.30
" 9	3 653	16 258	0.22
24	4 686	18 798	0.25
" 9	5 236	20 697	0.25
25	5 550	21 688	0.25
" 9	6 576	24 885	0.26
26	7 597	31 874	0.24
" 9	8 824	33 643	0.26
27	10 523	33 676	0.31
" 9	13 094	33 254	0.39
28	16 911	33 505	0.50
" 9	21 926	34 106	0.64
29	26 506	35 088	0.76
" 9	28 598	32 795	0.87
30	31 064	33 163	0.91
" 9	32 496	32 661	0.99
31	34 614	33 296	1.04
" 9	38 353	35 001	1.09
32	42 571	35 636	1.19
" 9	46 374	34 834	1.33
33	51 011	33 363	1.53
" 9	56 622	32 394	1.75

備考: 1) 昭和32年9月までは既発表指數をそのまま採用、昭和33年3月以降の指數については、改訂指數(30年3月基準)の上昇率を用いて從来の指數に接続させたものである。

2) 調査対象都市数は3市回答未着につき187都市の平均である。

砂川事件等は事情はすこし趣きは異なるかもしれないがその一例である。不法行為がともすれば起こるわけで、その解消に意外な労苦と時間がかかる。また営利会社では工事が完成して、その操業が1ヵ月早ければ1億円とかいうようなばく大な収益になり、いきおい採算上は用地補償金を高く出しても十分に引き合うような場合がある。またこれはもつともな処置ともいえる。

しかし官庁はもちろん、国鉄のごとき公共企業体は採算だけ考えるわけにもゆかず、経済上の問題をもちろん考慮はするが、おのずから限界があつて売手に前者の価

格を引用されて説得に困難をきたすことがある。その他やはり営利的な私企業と異なり必要用地の大部分は買収済になり、最後の一軒でも頑張られた場合に公平を貫くためには工事全体が遅延してもやむを得ないことも生じる。また近時は借地権、小作権等が強く認められるようになり、所有権以上に主張されて困難をきたす場合もある。また戦前からの借地権、小作権のあつたものは逆に所有者から権利金等が授受されていなかつたとの理由で、これらの権利には分け前を与えないなど主張することもある。また終戦前は起工承諾をうけられたが、近時はほとんど望みがない。また、県、市、町、村長が終戦後民選になつたため、終戦前のように協力を得にくのも一つの理由である。

### (3) 用地取得の種類

#### a) 合法的な用地および物件の場合（法的に完全に所有権、その他の権利のあるもの場合）

- ① 直接任意協定による取得：直接権利者に交渉して任意協議で売手が自力で移転をして買収に応じてもらえる場合で、従来は大部分がこれによつている。
- ② 現物補償による取得：権利者と概括的な話し合いを進めた上、代替地などを国鉄で用意してこれと交換して取得するもので、差金は授受することになつてゐるが現実には、地上物件があるのが普通で差金を受ける事例は、まずあまり考えられない。
- ③ 収用法による取得：これは①、②などによつて取得できないときに収用法により取得するもの。

#### b) 非合法建築物の除却の場合（不法占拠された場所に建てられた物件などの除却）

管理者の強権発動あるいは個人に対する法的措置で処理できるときはなんら問題はないが、5年、10年と占有されているときはたとえ非合法とはいえ、既成事実を無視できない場合があり、やはりある程度の見舞金などの支出などを必要とするものがある。

c) その他 前項とは異なり不法占拠ではないが、たとえば国鉄が貸付けたものの返還に見舞金を支出する場合もあり、これについては異論がないではないが、なにしろ10年、20年と平穀に占有を認めており、相手が費用の支出能力のないときはほかに手段がないのでやむを得ない。もつとも金額は少額である。

### (4) 国鉄における用地取得の手続きの概要

a) 準拠する法令法規 国鉄の事業用地の取得には土地収用法が適用されることはもちろんである。内部的には昭和32年10月10日付総裁達第585号の用地購入価額など評定要綱に従つて、評定の上取得することになつており、この要綱に考えるべき要素、方針が示されている。しかし特別なものがこのほかにあつて、いま大阪工事局では、そのあらゆるケースが出ているといえる。

#### b) 用地取得の順序および局所長の権限 土地の測量

→工事の設計→所要地の決定、の順序で工事の内容および予算を決定して設計図を総裁に上申し、その認可を得て始めて局所長は用地取得に乗り出すことになる。もちろん権限内工事はこのかぎりではないが、見舞金の支出は別途に総裁の決裁を要する。

c) 用地価格の決定 (4) a) の要綱により現地を精査して決定するが、なお不動産会社や銀行などに土地価格の評価を依頼して価格決定の参考とする。また国鉄部内率制として契約審査役の審査を経て、局所長は支出額を決定することになっている。

## 2. 大阪工事局における最近の実績

### (1) 大阪工事局の用地関係人員その他

a) 人員 人員は用地課長以下28人であつて、次のとおりである。

一人立ちで交渉のできるもの	15人
中間のもの	3人
その他補助者	10人

なお今後相当の外注も考えている。

#### b) 用地取得に要する総額のうち土地代の占める率

一般に建物のある場合はこれのない場合と比較すると相当困難の度を増すことは明らかで、最後的に収用法により収用するときでも家屋があれば、たとえ委員会の裁決があつても、その除却に1~2ヶ月をよぶんに要するし、特別の場合はさらに強制執行の必要が生じてくる。ゆえに標記の率が小さくなるほど困難ということになる。

当局の実例を示すと、

赤穂線	73%
姫路駅	50%
岡山駅（万町地区）	23%

となつてゐる。

c) 国鉄工事局の実績 33年度の各工事局の実績は表-2に示すとおりである。その土地がら氣質が買収協議の難易に影響することがうかがわれる。1人当たりの最高平均予算消化額は20000000円くらいとなつてゐる。

### (2) 岡山駅万町地区について

当工事は山陽線電化にともない、岡山駅を拡張改良するもので裏駅改築をふくめ東へ裏側を拡張買収する必要があつた。土地23筆2000m<sup>2</sup>、家屋31、金額5600万円で万町付近は店舗もあり困難をきわめた。ついに34年1月15日事業認定を申請し3月27日認定を受け、7月14日委員会に2名に対し裁決申請をし、9月15日収用の裁決を得た。1名は土地だけで問題はなかつたが他の1名は抵当権、差押え等の登記があり、ほとんど全額が国税滞納の差押えに充当され本人に渡した額は微々たるものであつた。裁決書の収用時期は10月15日と定めてあつたが、当日に至るも除却しないので、県知事に除却の代執行を依頼した。

表-2 昭和33年度土地購入実績総括表

種別 工事局	件数	数量	購入価格			平均	人員			一人当たり作業量			備考
			土地	補償	計		係数	人員	嘱託	計	1,000円/人	1,000m <sup>2</sup> /人	
丸工	22	(1,000 m <sup>2</sup> )	(1,000円)	(1,000円)	(1,000円)	円/m <sup>2</sup>				5,220	40	2	
盛工	441	34 650	23 315	57 965	130		2	11		11			
東工	83	439	166 902	67 287	254 189	580	2	12	1	13	19 553	34	6.4
新工	7	86	157 203	37 556	194 759	2,264	5	20	2	22	8 852	4	0.3
岐工	23	28	47 728	32 746	80 474	2,870	2	16		16	5 020	1.7	1.4
大工	74	244	70 390	39 058	109 448	450	1	16	3	19	5 760	12.8	3
下工	29	303	311 923	144 134	456 057	1,500	4	26	2	28	16 287	13.2	1.3
信工	114	467	219 967	89 129	309 096	650	3	17	3	20	15 454	23.3	5.7
	8	25	3 728	950	4 678	190	1	8		8	580	5.8	1
計	360	2 033	1 032 491	434 175	1 466 666	8 634	20	126	11	137			
											1,000円/人 20 000	1,000m <sup>2</sup> /人 40.4	件/人 6
							19	121	11	132	11 000	15.1	2.7

(8局)  
の最高  
工事局(7局)  
をのぞく)

以上の経過を次にまとめて示す。

事業認定上申準備	33年12月20日～34年1月14日
事業認定関係書類本社に提出	34年1月15日
本社立案	34年1月15日～34年1月26日
本社建設大臣に申請(収用法16条)	34年1月27日
建設省書類審査(〃19")	34年1月27日～34年2月7日
書類縦覧(〃24")	34年2月7日～34年2月22日
建設大臣の裁決	34年3月27日
土地細目公示申請(〃31")	34年4月27日
県知事細目公示(〃33")	34年5月9日
土地物件調査書作成(〃36")	34年5月8日～34年6月3日
収用法上の書面協議(〃40")	34年7月3日
裁決申請(〃42")	34年7月14日
裁決申請書審査受付(〃43")	34年7月16日
裁決申請書縦覧(〃44")	34年7月17日～34年7月30日
収用委員会審理(〃46")	34年8月1日～34年9月14日
収用委員会決裁	34年9月15日
補償金支払(〃95")	34年10月13日
県知事に代執行要求(〃99")	34年11月24日
収用委員会の行動	
34年8月3日 本委員会審理ならびに実地調査	
34年8月10日 小委員会審理	
34年8月11日 小委員会審理	
34年8月25日 収用委員会職員 実地調査	
34年8月26日 小委員会審理(関係人および証人)	
34年9月1日 収用委員会長 実地調査	
34年9月2日 本委員会審理	
34年9月7日 鑑定人価格鑑定のための現地調査	
34年9月15日 本委員会裁決	

収用法を発動するまでには法の要求する図書類の作成、収用委員会の要求に対する提出図書類の作成(岡山の場合は14通である)にかなりの手間がかかる。この例は名前の訂正などで1カ月よぶんにかかったが、委員会の裁決は岡山までの電化に影響のあることをよく理解していただき、酷暑の8月にもかかわらず超快速で裁決

が得られたものであつて、ごく順調であつた例と思われるが、昭和32年8月以来約1カ年あまりを任意協議でついやし、次の3カ月で事業認定を得、あと6カ月で委員会の裁決を得たわけで、さらに1軒の家屋の強制除却に3カ月を要することになる。従来は事業認定をとることは地主などに感情的に悪影響があつたので、90%くらい話がついてはじめて事業認定をうけたのであるが、事業認定だけは早く得ておく方が、これに要した3カ月だけは事務が早くなることになる。しかし収用法で強制取得することは後味のよいことではないが、工事の途中で増用地の必要なこともあるだろうし、できるだけ避けたいものである。

当地区の用地事務処理のためには現地に用地係員2名を常駐させ、さらに必要に応じて1名を応援させた。常駐員の1人は地元出身の買収事務のベテランであり、しかも立退者に対しては替地ならびに替家のあつせんに昼夜をわかつたずほん走り誠心誠意努力した。替地などを国鉄で特に買収する場合は別だが、こういうあつせんが非常に大切である。なお当地域では、終戦後一応改良計画を策定していたのをいくらか縮少して実施したのであるが、その縮少のため買収にかからなくなつたところの人々が消極的に損害を受けたとして大変さわがれて、最後に鉄道用地内にある地蔵さん(昔から建立してある)を「橋頭堡」にされ、その解決に大変な苦労をした。

要するに理屈だけでは角がたつてどちらもうまくないとの見解を取らざるを得ないので、市にも協力を依頼して特別措置をとつたが、任意協議に非常に悪影響があつたもので、時間のかかる要素の一つでもあつた。また1間半くらいの小川の川敷を不法占拠して建物を建てていた数軒の家があつた。6～7年も経過しているもので正規に計算される移転料の半額たらずを見舞金として出して解決した。

### (3) 大阪環状線関係

当工事は33年来岡山地区とともに最重点を置いたもので、その用地取得には大変な精力を使つた。新線建設区

間は 2.5 km であったが、2 km 近くは大阪市から無償譲渡をうけた替地であつてどんどん工事が進捗しているのに、西九条地区は用地が買収できないため全然進まず閉口した。二百数十戸あつて全面的に価格がおり合わず事業認定はとつてはなかつたが、全般の情勢から見て収用法発動というわけにはゆかなかつた。有力なシンパが見つからなかつたこと、案外派閥があつてまとめにくうこと、その他で非常に困難をきたした。

33 年春から秋にかけて用地非常態勢をとり最重点をかたむけ、局全体一丸となり次長みずからも数回にわたり数時間づつ“正座”して協議を進めた結果、9月末によく買収単価の解決を見たのである。移転家屋の調査もこれにより開始することができようやく買収は進みだした次第である。半分以上が土地、家屋、居住者がべつべつであり、1 軒に数家族居住しているなど繁雑をきわめた。また大阪市に依頼して有償譲渡をうけた土地をもつて十数軒の替地による買収を行ない、4 件の国鉄用地内不法占拠者の立退きを提訴し、断行の仮処分あるいは和解をしたり、くい打ちによる被害家屋の補強修理を行なつたり、その手間は全くぼう大なものであつた。いまだに一部の集団は解決していないが、これについてはもちろん事業認定は準備中である。

#### (4) 赤穂線について

赤穂線の伊部、西大寺間 22 km は岡山に最も近く赤穂線の最終区間であつて建設に着手したとき、この部分から工事を始めるのが普通と考えられたが、地元の事情が相当複雑であつたため相生方から着手したとも聞いている。すなわち農民運動発祥の地であり、相当の困難が予想されたのであろう。30 年 8 月には農耕地擁護連盟から西大寺地区鉄道通過反対があつた。

当区間の中心測量は 30 年 8 月より 12 月まで完了したのであるが、一部で立入を拒否された事実があつた。また巾枕建植も備前町、長船町は 10 月 17 日～11 月 5 日に無事完了したが、邑久町、西大寺市は拒否され、31 年 1 月 8 日～31 年 1 月 30 日にやつと終了することができた。これら拒否にあればその説得には大きな努力と時間が必要であつたことはもちろんである。

31 年度は用地取得につきあまり進捗がなく、2 億円あまりの予算を返納してしまつた。32 年度予算は皆無になるおそれが生じ地元知事、市町村長などは大いに心配し、32 年 2 月 22 日上京、国鉄、運輸省に継続施行を陳情することとなつた。そして次のような誓約書が提出された。

#### 誓 約 書

日本国有鉄道赤穂線の全線開通を早急に実現するため、岡山県および下名の赤穂線沿線各市町は、今後の設計協議および用地買収に当つて、誠意をもつて斡旋協力するとともに、責任をもつて事態の解決をはかり、施工を円滑ならしめることをこゝに誓約いたします。

昭和 32 年 3 月 15 日

岡山県知事  
岡山市市長  
西大寺市長  
邑久町町長  
長船町町長  
備前町町長  
右同意いたします

赤穂線建設農耕地擁護連盟会長

運輸大臣殿

昭和 32 年 4 月 24 日、正式に市町村長と協議会を開催し国鉄の価格 (230 000～270 000 円) を提示し、質疑応答があつた。その後諸調査、協議を重ねたが工事をする段階に至らず時期別の進捗率は次のとおりである。

表-3

種別 時 期 場 所	土 地			補 償		
	(374 000 m <sup>2</sup> ) (33年4月)	102 500 000円 (33年8月)	(33年12月)	(165件) (33年4月)	38 850 000円 (33年12月)	
備前町	90%	94%	99.6%	60%	100%	
長船町	99%	100%	100%	3%	100%	
邑久町	80%	82%	95.3%	96%	97.5%	
西大寺市	56%	56%	96.8%	70%	90.9%	
岡山市	0%	100%	100%	0%	100%	
計	65.0%	79.6%	97.7%	48.0%	95.2%	

注：長船町は大変協力的であつた。これは元知事をした方が町長をしていて名門であり町民をよく指導していたためである。

やはり所有者は個人であつて簡単でないことを示している。表-3 のとおりどうしても数名の方々とは協定ができないので、昭和 34 年 2 月 4 日には事業認定を申請、34 年 6 月 3 日建設大臣決裁を得た。しかし工事は相生方 1 km を 33 年 10 月 29 日、岡山方 11 km を 34 年 2 月 11 日発注した。100% 買えなくても大きな支障がなくなつたときには工事に着手し、地主はもちろん部内職員にも圧力がかかるようにするのも一つの手段であろう。幸いに収用委員会に裁決申請するまでに至らず解決したが、最後の一件の解決は 34 年 8 月で実に満 4 年かかつた。この間市町村長、議員などが大いなる協力を惜しまなかつたことはいうまでもない。数次にわたり根気よく当局係員と連絡して解決したわけである。公共団体の幹部の方々や、議員の方々のご協力こそ絶対不可欠のものであるが、90% も進捗すれば収用法をかけてほしいとの要望もでてくるところとなり、大勢が解決に向うものである。

ときが解決するとはよくいわれることであるが、4 年もかかつたことはこれも珍らしいことである。理想ではあるかも知れないが最初から収用法によることは適切でないと思う。委員会委員も職業をもつておられる方々であり、やはり当局で 90% くらいまでは任意協議で買収して実績もつくり、どうしてもおり合わない 10% を解決してもらうというのが常識だと思う。

また頑張つている人達に一つの転換点を与えるために、設計協議などで多少の襟度を示してゆくことも大切かと思う。

#### (5) 西明石について

西明石電車庫の付近に明石貨物駅をつくるために、330 000 m<sup>2</sup>、約 1 億円の買収を行なつたもので、家屋などの地上物件は 55 軒であつた。

昭和 32 年 12 月 10 日第 1 回会合、昭和 33 年 3 月 11 日第 2 回会合を地元および明石市と開催し工事の重要性を説明し協力方を依頼したが、位置の変更を要求されたりして用地巾杭の建植は拒否された。

昭和 34 年 4 月 25 日第 3 回の協議会を開いて懇願し、ようやく承諾をえて 4 月下旬から用地巾杭を建植し始め 5 月下旬これを終り、引きつき用地丈量にとりかかり 6 月終了した。7 月上旬より用地交渉の段階に進んだが各部落ごとに集団交渉方式をとり 8 月 10 日舟上地区、12 月 20 日和板地区、34 年 2 月 10 日小久保地区と順次承諾を得ることができた。この部落の順序は協力度の強いところから始めていつたのである。やはり雷ではないが抵抗の少ないところから進んでゆくのが常道であろう。集団交渉は前後 30 回程度行なつた。

この例は 32 年 12 月から翌年 4 月までは別の位置に貨物駅を設けようという、いわゆる設置反対闘争に終始し、5 月から 6 月までくい打および丈量で、実際の用地交渉は約 8 カ月である。

集団交渉方式で最も円滑にかつ短期間に取得できたよい方の例であるが、これには市議長であり、旧農地委員長であつた某氏の有力な協力があつたからである。すなわち有力なシンパの協力がいかに有効であるかを切実に物語るものである。しかしだだ 1 軒どうしても応じなかつた人があつた。いろいろの原因があるが 99% の関係者が協議済であるのに、ただ 1 人だけ価格が安いとの主張である。これには相当に難儀をした。やむを得ず 34 年 3 月 2 日事業認定を申請し 5 月 11 日建設大臣の認定を受けた。しかしさきほど述べた人のあつせんで、7 月当方の提示どおり解決を見た。

### 3. 結 び

以上最近の実例につき交渉方式、工程、特異点などを述べた。そもそも用地買収は所有者、関係人の土地物件を半強制的に譲渡を受けるものである。平穀無事に居住し、生活を立てておられるところに無理に立退き、移住をし、あるいは祖先伝来の土地を手放してもらうことになる。一般的の売買とはおもむきをおのづから異にしてるので一般的の売買の相場よりいくらか高いのが本当ではないかという気がしてならない。特に地価が高騰の傾向にあるときであること、収用法による裁決は裁決時の時価となる原則および早く協力して取得に応じてくれた人

に対する感謝などを考えるならば当然のことではないだろうか。ただ公共企業体である立場もありその判断はなかなかむずかしいことである。一つの感じとして、やはりある程度の英断が必要だと思う。用地交渉は売手と買手の立場であり、売手は高くいい、買手は安くいうのは当然のことと初めは相当の差がある。何回か話し合っているうちに順次希望条件に近づく。しかしあまり小刻みに話をしているとなかなかおり合いがつかず、結局はかえつて高価になることも考えなければならない。度胸を出して適当なときに少し意表でくるくらいにして妥結をはかる考慮もした。地価が高騰する最近の状勢では特にその感が強く、そのタイミングが大切である。

売手の戦法として大体話が接近して見込がついたごとく見せかけておきながら、なにかわざかないがかりから口実を見つけがぜん憤慨し、交渉ご破算とし価格を上げさせ、賽の河原方式をくり返されたこともある。売手にこのようなすきを与えるのかいけないともいえるが、なかなかそうもゆかない。新聞記者がわれわれと無関係に発表したときなどもその一例になりうる。一面新聞社との連けいも非常に必要なことであるが、その時期、方法は最も慎重を期さなければならぬ。用地買収は一つの取引きであるから、よく敵状を偵察しなければならないし、とてつもないことを主張する人のなかには実は懷中火の車で早く金がほしい人があることもあつた。そんなときはそうあわてることはない。またある人は心中どう考えているかが案外他の人からようすのわかることもあつた。

次に公共団体幹部議員に事業をよく認識してもらつて協力を得ると同時に、その地区の適当な有力な代表者を見出して協力をうることが絶対必要である。しかし代表者然とはしているがその実はそれほど有力者でなかつたり、かえつて逆効果になつて思わぬ迷惑をすることもあつたのでよく調査することが必要である。また正月や盆、肥料の入手時期、進学の時期など、金の入用時期など、金の入用時期をうまく利用する考慮も肝要である。

また用地取得事務は単に用地担当者にのみにまかせておけるものではないと思う。工事主管課長、次長、局長と共に意思の疎通をはかり一体となって主張し、助け合つて乗りきるべきである。用地掛員はできるだけ安く買おうとする努力は当然である。しかし大局的な判断も必要である。交渉に当つてはよく説明し、またよく相手の主張にも耳を傾けなだめすかし、決しておこつたりしてはならないと思う。用地取得に王道があるとは思えないが、よく調べ、的確に判断し、信念をもつて誠意を披露をし、根気と熱をもつてあせらず、たゆまず、タイミングはずきず進むより道はない。べつに新鮮味もなく精粗当を得ない嫌いもありまた発表を差しひかえたものもあつて、あきたらない感もあると思う。

# 科学技術文献速報

## 土木・建築工学編

A4判  
半月刊  
毎号平均論文収録数 900件  
年月予約定価 7,000円  
年間索引誌付

### 特長

- 1) 世界中の重要な論文は漏れなく収録されています。
- 2) 論文の原文は複写によって早くご覧になれます。
- 3) 経費と時間が大幅に節約できます。

化学・化学工業編  
工学一般・機械工学編  
電気工学編  
金属工学・鉱山工学・地球の科学編  
物理・応用物理編

情報は氾濫する!!

ダムから

はりめぐらした用水路で

恵みの水をおくる

科学技術文献速報

各編をご利用下さい。

推せんのことば

日本学会会長 田中茂美

日本科学技術情報センターが発行している科学技術文献速報は、とかく外国の情報にうとくなりがちな日本の我々技術者にとって、広く世界各国の専門的研究や記録を速かに提供してくれる絶好の出版物であると思い、会員諸氏におすすめ申し上げます。

特殊法人 日本科学技術情報センター

翻訳協力者募集中

(英、独、仏、ロシア語を除く)

内容見本

東京都千代田区一番町15番地5  
電話 (331) 5135~9 (代表)  
(301) 1339 (業務課直通)